

3. 県役員の体制について

1) 県役員組織体制

- 副幹事長①=県のMS委員会・研修委員会・朝礼委員会の3委員会を“単会活動推進委員会”としてその活動を掌握する。
- 副幹事長②=県の広報委員会・女性委員会・青年委員会の3委員会を“単会活動支援委員会”としてその活動を掌握する。
- ※副幹事長①は統括委員長として、副幹事長②は副統括委員長とする。
- 7地区体制(1地区最大5単会)／地区長を中心に地区内の親子・近隣単会とのMSや委員会交流を通し“底上げ”とともに地区運営を強固にする。
- 人材開発特区／地域事情や経年劣化による単会の弱点を補強するため、該当単会を特定し“人材開発”の立場で支援する。(担当:県副会長)

2) 企画会(月1回／第四土曜)

- 対象／正副三役・正副普拡委員長・正副地区長・相談役(直前+1)・事務局長
- 企画会は、法人局および、県事業計画等の議案並びに、地区会・委員長会の議案等を決議し、次月の県役員会へ報告伝達する。
- 企画会終了後、速やかに議事録を作成し、県事務局へ提出する。
- ※必要に応じ議案提案者やオブザーバーの出席を要請できる。

3) 県役員会(月1回／第一土曜)

- 毎月第一土曜日の午前中開催を原則とする。
- 対象／県役員・単会(会長・専任幹事)・オブザーバー(SV・AD)・県事務局
- 県役員会は、法人局連絡事項並びに企画会の決議事項の伝達を図るとともに、これらを単会の運営に反映させることを目的とする。

4) その他の会合

- 三役会／対象:会長・幹事長・事務長
(普及拡大委員長・統括委員長・地区長及び相談役の出席を要請できる)
開催:四役会二日前(県事務局)開催を原則とする。
- 四役会／対象:会長・正副幹事長・事務長・普拡委員長・地区長・直前会長
開催:毎月第三木曜(県事務局)開催を原則とする。

- 竿頭会／対象:県三役・県相談役・SV・AD・倫理経営インストラクター
県の運営や地区・単会・各七委員会などのそれぞれの活動全般に対して、有資格者の立場(倫理的見地)から検証し、更なる活性化への対策を講じる。
開催時期:前期、中期、後期の年3回を計画(協議90分)